

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號二第 卷三十二第

行發日一月八年五十五大

論叢

伊太利に於ける農業社會化運動

教授 法學博士

河田 嗣郎

地方家屋稅の當否

教授 法學博士

神戸 正雄

生産の概念

九州帝國大學
教授 文學博士

高田 保馬

動物界の鬭爭

教授 理學士

川村多實二

時論

軍備縮小會議に就いて

教授 法學博士

末廣 重雄

說苑

羽州庄内農民愁訴騒動

教授 經濟學士

黒正 巖

足袋の製造工程

法學士

本多 芳郎

琉球の史的回顧

教授 法學博士

山本美越乃

雜錄

我國古代の財政と佛敎

教授 經濟學博士

本庄榮治郎

間接消費稅の累進稅率

助教授 法學士

汐見 三郎

クナップ教授逝く

經濟學士

菊田 太郎

法令

勞働爭議調停法・勞働爭議調停法施行令・工場法施行令中改正・工場法施行規則中改正・商事調停法・土地賃貸價格調査法

誤れる植民政策の畸形兒 琉球の史的回顧

山本美越乃

既に述べたるが如く、他國との通商貿易は古來琉球の國力の維持に極めて重大なる關係を有したる所より、獨り我が國及び支那と通商交通を爲したるのみならず、更に早くより朝鮮及び南洋方面と交通し、相互に通商上の利益を收め得たるもの、如くであるが、約一百年間に渉る三山の亂の爲めに、支那以外の諸國との交通は一時杜絶の状態に陥つた、然るに思紹王の時代に至りて再び是等の諸國との關係が復活せらるゝことゝなつた、例へば應永十一年(西曆一四〇四年)には暹羅の船が琉球に來航の途上福州に漂着したことがあり、同二十七年(同、一四二〇年)には琉球より暹羅に修交の目的を以て使者を送つたことがあり、又永享八年(同、一四三六年)には巴志王が、嘉吉元年(同、一四四一年)には尙忠王が、各爪哇に使を遣はして交を修めしめたことがあり、降つて文龜三年(同、一五〇三年)には尙眞王は滿刺加と交通して通商をなした、爪哇は一に之を交刺巴カラバとも稱し、琉球に於ては「カラハ旅」と謂へば一般に利益の甚だ大なるものであると考へられて居つた、琉球と南洋諸島との通商交通の事蹟に關しては、正史には餘り現はれて居ない

ようであるが、當時其の任に當りし使者等の家譜には明かに其の事實が示されて居る、歐洲人殊に葡萄牙人に依りて南洋方面に對する通商關係の開始せられし以前に、琉球人等は夙に是等の地方と交通し、又歐洲人の活躍後も彼等と對立して通商貿易に従事したが、尙泰久の時代（西曆第十五世紀頃）に至りては、琉球を東洋方面の貿易の中心市場たらしめんとする計畫さへあつた、要するに、西曆第十五六世紀頃は琉球人の海外發展の最も隆盛を極めたる時代であつて、東洋及び南洋方面に對する通商貿易によりて、島民の福利を増進せしめたること頗る大なるものがあつた。

琉球人は察度王の時代に朝鮮とも交通を開始するに至つたが、如何せん距離と貿易品等の關係より、朝鮮との通商は餘り重大視せられなかつた、當時朝鮮への通路は與論島、度九島、大島、惠羅武島、肥前松浦、壹岐、對馬等の各地を経て漸く達することを得、其の總里程は五百四十里以上と稱せられ、之を支那南洋方面に比較する時は航行甚だ困難であると考へられて居つたことが、主として朝鮮との通商交通を妨げたもの、如くに思はるゝ、尤も相互に漂流者の送還及び禮物の交換等に依る修交は永く繼續せられ、從て物の名稱にも高麗胡椒・高麗烟管等の名を存し、又琉球陶器の鮮人に依りて完成せられたるが如きは、以て兩國の關係の一端を窺はしむるに足るのである、併し斯かる關係も慶長の役以後は諸外國に船舶を送ることを禁せられた爲めに遂に斷

絶するに至つた。

『我が國と琉球との關係』に就いては、光仁帝の寶龜年間より其の跡を絶つに至つた内地との交通も、後堀河帝の安貞元年(西曆一二二七年)に將軍藤原賴經が島津忠時に南海十二島の地頭を兼ねしめたる所より察せば、恐くは此の頃に至りては彼我の交通も次第に恢復したるもの、如くに思はるゝも、果して如何なる程度迄其の關係を恢復し得たるかは今日之を知る由がない、其の後龜山帝の文永二年(同、一二六五年)には島津久經に、又後醍醐帝の正中二年(同、一三二五年)には島津貞久に同地方の地頭を兼ねしめたが、恰も此の時代より琉球に於ては彼の三山の亂があり、又内地に於ては南北朝の争ひのあつた爲めに、彼我の交通も事實上不可能に陥り、從て相互の關係は茲に再び斷絶するに至つた、然るに文中元年(同、一三七二年)明の太祖の使者(行人揚載)を我が國に送るや、彼は其の歸途琉球に立寄り明國に歸屬すべきことを勧誘した、當時琉球と内地との交通は杜絶の状態に在りし折とて、察度王は其の勸めに應じ使を遣はして明に朝貢を爲すこととなつた、其の後南北朝の合一と共に内地に於ても明との貿易が開始せられたが、當時の貿易港は兵庫・堺等が其の主要なるものであつた爲めに、琉球の船舶も亦自然是等の港に出入して通商を求めた所から、後には琉球奉行を置いて之を管理せしむるに至つた、應永及び永享年間即ち西曆第十四世紀の終り頃より第十五世紀の初め頃にかけては、内地琉球間の交通は頻繁に行は

れ、時には將軍自ら琉球王に直書を送りしことさへあつた。

琉球船の貿易の爲めに内地に来るや、先づ料足即ち貿易許可料とも云ふべきものを幕府に納め、幕府は之を歳入の一部に加へた、當時幕府も諸將士等も財政上に於ては決して裕福でなかつた爲めに、琉球人より貨物を購ふも其の價を支拂はざるが如きことのあつたにも拘らず、琉球人は絶えず貿易の目的を以て兵庫及び堺に來たものである、其の後應仁の亂の爲めに琉球との交通も一時杜絶せしが、後土御門帝の文明十二年(西曆一四八〇年)以後再び舊に復し、幕府は入貢規定に據りて琉球船の來航に際しては必ず料足を献納せしめ、又内地人の琉球に渡航する者に付いても、其の貿易船たることの印證を有せざるものには通商貿易を禁止せしめた、足利時代に於ては、琉球は内地と明國との間に介在して日支兩國の國交の媒介を爲したことも尠くない、例へば永享四年(同、一四三二年)には明の宣宗は琉球に使を遣はし、巴志王を介して將軍足利義教に修交の申込みを爲したるが如き、又大永三年(同、一五二三年)には明國に使せし我が使節等が彼の地に於て相争ひ、官人を殺し地方を擾せしより、明主は琉球王尙眞を介して足利義晴に之を逮捕せんことを請へるが如き、次で享祿三年(同、一五三〇年)には幕府は書を琉球王尙清に托して明國に送らしめ、一時交通を斷てる明と再び修交を爲したるが如きことさへあつた、併し以上述ぶるが如き内地と琉球との關係が、果して琉球を實質上我が附庸國たらしめたものであるかと云

ふことに付いては、未だ遽かに然りと斷定を下すことを得ない、恐くは單に通商貿易に依りて相互に利益を獲んとする所謂經濟的の提携たるに止まり、之より更に一步を進めて政治的の結合に迄這入つたものではなからうと思はる、此の點に關しては『沖繩一千年史』の著者も左の如くに述べて居る。

慶長前に於ける琉球と幕府との關係は、安貞元年に將軍賴經の島津忠時(二代の祖)に南海十
二島の地頭を兼ねしめしと云ふに始まれども、當時より附庸の實を擧げしや否やは疑はし、又
室町時代に至りては堺浦兵庫等に來りて通商貿易を爲し、殊に野史には三年一貢以て永式とな
すとあれども、果して實行せられしやは詳かでない、其の後薩摩との附庸關係を生せしは、嘉
吉元年に將軍義教の島津忠國の功を賞して琉球を賜ひしにあれども、當時は足利幕府の政令衰
へし時にて姑くして所謂應仁の亂あり、尋いで元龜天正の群雄割據時代となり海内紛然として
亂れしかば、琉薩間の關係は唯時々使臣を遣はして對等に交誼を修むるに止まり、苟も附庸の
實なかりしことは、永祿十二年に島津氏が琉球王に與へし書簡を見ても分るのである、即ち其
の書狀に「我貴國と兄弟の約あり、今廣濟寺住持雪岑東堂を遣はし符改の舊例を表して書を座
下に致し以て鄰好を修す、因て不腆の方物を献す云々」とあるを見ても其の一斑を窺ふことが
出来る、且此の前後には九州も亦戰亂絶えずして島津氏も内顧の憂多かりしを以て、敢て琉球

に手を伸ばす餘力を有しなかつた云々。¹⁾

巴志王は琉球中興の名君と稱せらる、だけあつて、内に於ても各種の新なる施設例へば里程の改正・土地の測量・驛郵制度の創設等を斷行して島民の福利を計つたが、外に對しても當時の琉球の國情より通商貿易の奨励に力を用ひた爲めに、島民等も近東支那附近は勿論、安南・暹羅・馬來半島・比律賓諸島より進んで爪哇・スマトラ・濠洲方面迄も大洋を乗り切つて交通を爲した、巴志の後を承けて王位に即ける尙忠・尙思達・尙金福等は、何れも其の位に在ること僅に數年に過ぎなかつたのであるから、特に傳ふべき事蹟を遺して居らぬが、尙忠の時には使を爪哇に遣はして胡椒・蘇鐵等を輸入せしめ、之を島内に播植せしめたことがあり、又尙金福の時には足利幕府に文書を呈じ方物を献じたるのみならず、初めて日本の神道に移して那覇に神宮を設け之を尊信したと謂ふことである。

因に、琉球の歴史に於て神社建立の事の見ゆるは、尙金福王の時天照太神の祠を那覇に建てしを以て始めとする、後花園帝の享徳元年(西曆一四五二年)に冊使喬毅・童守宏の琉球に渡來せし時、從來那覇安里間の通路は海水灣入せるを以て船橋を架して冊使を迎へたるを、國王尙金福は攝政懷機に命じて陸路を開通すべきことを以てした、然るに懷機は是れ人力の及ぶ所にあらず是非其神威を藉らねばならぬとて、東方天照太神に向ひ七日間潮退きて海底の露出せん

1) 『沖繩一千年史』二五五乃至二五六頁。

ことを祈ること三晝夜に及びしに、翌日より靈驗現はれ海水は減退した、仍て國中の男女を集めて土石を運び工事に着手せしめしに、街道は七日間に完成したるを以て、之を長虹堤と稱し數箇所に橋を架して海水を疏通した、故に報恩の爲めに天照太神を勸請して此の地に神社を建立したと云ふ傳説が残つて居る、爾來沖繩には八社(ナミウラヘ)・沖(シキヤ)・識名(シキヤ)・普天間(フク)・末吉(フク)・八幡(フク)・天久(フク)・金武(フク)が建立せられ、是等の神社には皆寺が附屬して居る。

尙金福の歿後肉身間に一時王位の爭奪戦が行はれたが、我が後花園帝の享徳三年(西曆一四五年)に巴志王の第七子尙泰久が王位を繼ぐに及んで王は深く佛教に歸依し、當時芥隱和尚の京都より來りて布教に従事せるを優遇して首里城下に寺院を建て之が住職たらしむる等、佛教の弘布に力を用ひたるより島内遽かに佛教の隆盛を見るに至つた。

琉球に於ては英祖王の時、又我が國にては龜山帝の文永年間(西曆一二六〇年代)に僧禪鑑なる者那覇に漂着したるに、國王之を尊信して精舎を浦添城の西に構へ極樂寺と稱して禪鑑を開基となした、是れ沖繩に佛教の渡來した始めである、其の後察度王の時に我が國より僧頼重法印なる者渡來し、波上山護國寺を開きて察度の祈願寺となした、其の渡來したる年は今日に傳はらざれども、後小松帝の元中元年(西曆一三八四年)に寂滅せしことは明かなるを以て、此の時既に佛教の渡來後百餘年を経過して居ることが分る、而して元中九年に初めて支那留學生

1) 『沖繩一千午史』二六一乃至二六二頁。

を派遣せし時より八年前の事に屬するを以て、佛教は儒教よりも早く即ち百餘年前に輸入せられたることを知り得るのである、其の後五十餘年を経て尙泰久の時に至り京都の高僧芥隱なる者渡來して王の尊信を受けた、尙泰久は深く佛法に歸依して寺院を各地に建て、朝夕諸僧をして法を講じ教を説かしめたと云ふことであるから、實に冲繩に於ける佛教の擁護者であつた。¹⁾併し尙泰久王の時代に於ける之よりも更に著名なる一大事件は彼の三山の亂にも比すべき阿麻和利^{アマワリ}の亂と稱するものであつて、琉球開關以來の逆臣としての阿麻和利及び忠臣としての護佐丸の名は、何人も之を知らざる者なき程著名なる事蹟として人口に膾炙し、恰も我が國に於ける足利尊氏及び楠正成の傳説に類せるものがある、要するに、尙泰久の時には琉球の政治的及び經濟的方面の問題に就いては特に注意すべきものなかりしも、宗教的方面殊に佛教の弘布と阿麻和利の亂とは後世に傳へらるべき二大事件と稱して可い。

阿麻和利の人物如何に關しては琉球史の研究者に今日に至る迄一の疑問となつて居る、或は彼れを以て琉球王朝時代に於ける一大逆臣として、其の名を口にするとさへ好まざる者があり、或は之れ彼れの半面のみを觀たるものであつて公平なる批評と稱するを得ないとして、彼れに對する從來の人物評に疑ひを挾む者もある、斯かる點に關する詳細のことは伊波文學士の『阿麻和利考』²⁾に譲り、茲には惡にもあれ善にもあれ兎にも角にも琉球史上に於ける著名なる一人

1) 『冲繩一千年史』二七一乃至二七二頁。
2) 『古琉球』第二版、一七四頁以下。

物として、或は評傳に、或は詩歌に、或は史劇に、其の名を傳へらるゝ阿麻和利の亂なるもの梗概に就いて一言して置くに止めよう、此の亂の中心人物たりし阿麻和利なる者は勝連城下北谷間切キヤクマキの一農家に生れ、天性人と異なり己を顧みずして他の爲めに盡くすの風があつた、此くして次第に郷黨の信望を得るに従ひ、當時地方住民の怨府たりし勝連の城主を奇計を用ひて討伐し、此の事を尙泰久王に報じた、王は阿麻和利の人物を信じて彼れを勝連の城主に登用し、且つ妻はずに其の女を以てしたが、阿麻和利は之を以て満足せずして更に機會を得ば王を弑し國を奪はんとする野心を藏して居つた、併し彼れは忠臣護佐丸を恐れて容易に之を實行することが出来なかつた、夫れ故に彼れは先づ護佐丸を讒訴して之を亡ぼし、次で國王に對して叛旗を翻へさんとしたるに、偶ま其の妻の悟る所となり遂に父王の耳に入つた爲めに、阿麻和利は急遽首里を突き王城を圍みしも撃退せられて勝連に歸り、此所に籠城せざるを得ざることとなつた、王は終に諸軍を合し鬼大城の稱ある大城賢雄を將として之を討伐せしめた云ふのが、阿麻和利の亂又は勝連の亂と稱する争亂の大要である。¹⁾

後花園帝の寛正二年(西曆一四六一年)に尙泰久の後を承けて王位に即ける尙徳は、質性勇悍剛毅で狩獵を好み、政治には餘り熱心でなかつた爲めに人心は次第に王家を去り、附近の屬島も遂に來貢を斷つに至つた、然るに尙徳は其の不信を懲さんが爲めに屢々兵を動かすと云ふ有様で、

1) 『冲繩一千年史』、一八三頁以下。
 冲繩縣教育會著『琉球』第二編一四乃至一五頁。
 許田星村著『通俗琉球史』一二九頁以下。

人心は益々離叛し、此の窮狀を恢復する機會を得ずして歿した、此の如くして思紹の王統も尙徳に至る迄七世六十餘年を以て亡びた。

尙徳に次で琉球の王位に即ける者は有名なる尙圓王で、即ち現尙侯爵家の祖先に當る人である、彼れは後土御門帝の文明二年(西曆一四七〇年)に推されて琉球王となり、當時琉球の國歩多難の際に處して能く其の治績を擧げ、王家の系統を今日に傳へしめたる明君であつた、琉球の正史中山世鑑(慶安三年即ち西曆一六五〇年の著)の著者尙象賢は、尙圓の人となりに就きて『公の出づる所は未だ知るべからずと雖も、疑らくは先王の後胤にして、故ありて彼地に至りしならむ云々』と述べ、彼れの人傑たりしことを尙ほ血統上の理由に關聯せしめて説明せんと試みたるは、系統に一種の價値を認めんとする普通の風習よりせば敢て異とするに足らざるも、吾人は寧ろ彼れの出所の詳かならず無名の一農民として琉球史上に一轉期を劃すべき偉業を成就したる點に其の眞價を認めたいと思ふ。

(此の項未完)

1) 『沖繩一千年史』一九六頁。
前掲『琉球』第二編三八頁。